

# 「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

(令和6年4月1日付改訂)

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(鹿児島県指定 第4674700028号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## ◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 居室等の概要	3
4. 事業実施地域及び営業時間	3
5. 職員の配置状況	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
7. 個人情報等提供の同意について	11
8. 苦情の受付について	12
9. 緊急時における対応について	13
10. 事故発生時の対応について	13
11. 高齢者虐待防止及び身体拘束について	13
12. 第三者評価の実施状況	14
13. 業務継続計画未実施策定事業所に対する取り組みについて	14
14. 感染症の予防及びまん延防止に関する対策	14

## 1. 事業者

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 双葉会                              |
| (2) 法人所在地 | 鹿児島県出水市野田町下名 4975 番地 2                  |
| (3) 電話番号  | 080-5802-2904 (直通)<br>0996-84-2904 (代表) |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 来仙 隆洋                               |
| (5) 設立年月  | 平成5年9月14日                               |

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所  
・平成12年3月22日指定  
鹿児島県 第4674700028号  
※当事業所は特別養護老人ホーム野田の郷に併設されています。
- (2) 事業所の理念 『敬』『和』『愛』  
利用者様への敬いの気持ちを忘れず和と愛情を  
持って笑顔で接します。
- (3) 事業所の名称 (特別養護老人ホーム) 野田の郷
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県出水市野田町下名 4975 番地 2
- (5) 電話番号 080-5802-2904 (直通)  
0996-84-2904 (代表)
- (6) 事業所長(管理者)氏名 両角 里香
- (7) 当事業所の運営方針  
当施設は、理念に基づき、質の高いサービスを提供していきます。  
①個々を把握し、個々にあったケアサービスを提供していきます。  
②リスクを防止し、安全・安心なサービスを提供していきます。  
③笑顔、明るい態度・丁寧な言葉で接していきます。  
④自己研鑽に努め、適切なサービスを提供していきます。  
⑤職種間で連携を取り、適切なサービスを提供していきます。  
⑥地域の社会福祉の発展に寄与していきます。
- (8) 開設年月 平成6年10月1日  
介護保険サービス開始日 平成12年4月1日
- (9) 利用定員 12人
- (10) 当法人が行っている他の事業  
当法人では、次の事業もあわせて実施しています。
- [介護老人福祉施設] 野田の郷 平成12年4月1日指定  
鹿児島県 第4674700028号 定員50名  
野田の郷(ユニット型)平成26年4月1日指定  
鹿児島県 第4670800897号 定員30名
- [通所介護事業] 平成12年2月25日指定  
鹿児島県 第4674700036号 定員48名
- [訪問介護事業] 平成12年3月30日指定 鹿児島県第4674700077号
- [居宅介護支援事業] 平成11年9月29日指定 鹿児島県第4674700010号

### 3. 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として2人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

(※各事業所における居室の決定方法を説明)

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	6室	19.6㎡ 12人
合計	6室	12人
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] ウォーターベッド、プーリー 平行棒、ホットパック
浴室	2室	大浴室(特殊浴槽有り)、個別浴室
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。その際には、ご契約者やご家族等と居室利用等再確認のうえ決定するものとします。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

☆居室に関する特記事項 トイレの場所—居室内

### 4. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 阿久根市、出水市、長島町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9時 ~ 17時

### 5. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(特別養護老人ホームと一体的配置)

〈主な職員の配置状況〉

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※無資格者の認知症介護に係る基礎的な研修の受講

医療、福祉関係の資格を持たない介護職員に対しては、認知症介護基礎研修を受講します。

令和6年4月1日現在

職 種	実人数 名 〔 〕 兼務者 ( ) 非常勤者	常勤換算 名 〈 〉 全事業 合計	指定基準 名 〈 〉 全事業合 計
1. 施設長 (他事業兼務管理)	1〔1名〕	〈1名〉	〈1名〉
2. 生活相談員	1名以上	1名以上	1名以上
3. 介護職員	18名以上	18名以上	17名以上
4. 看護職員	1名以上	1名以上	1名以上
5. 機能訓練指導員	1名以上	1名以上	1名以上
6. 介護支援専門員	1名以上	1名以上	1名以上
7. 医師	1(1)	0.1	時間限定無し
8. 管理栄養士	1〔1名〕	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

〈主な職種の標準的な勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週金曜日(他) 15:00 ~ 17:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:00 ~ 8:00 6名 日中： 8:00 ~ 17:00 8名 夜間： 17:00 ~ 21:00 3名 深夜： 21:00 ~ (翌)7:00 2名
3. 看護職員 (特養と合わせた場合)	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 8:00 ~ 10:00 1名 日中： 10:00 ~ 17:00 2名 夜間： 17:00 ~ 19:00 1名
4. 生活相談員	標準的時間帯 8:00 ~ 17:00
5. 介護支援専門員	標準的時間帯 8:00 ~ 17:00
6. 管理栄養士	標準的時間帯 8:00 ~ 17:00
7. 機能訓練指導員	標準的時間帯 8:00 ~ 17:00

☆日により上記表と若干異なります。

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、所得に応じて利用料金の9割・8割・7割が介護保険から給付されます。

### <サービスの概要>

#### ①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。  
又入浴できない場合は、清拭を行います。

#### ②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ③機能訓練

- ・機能訓練指導員等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

#### ④健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

#### ⑤看護体制

看護体制の強化を図るため、看護師の配置と夜間における24時間連絡体制を確保します。

#### ⑥栄養管理

ご契約者の栄養状態等の改善・維持を図るため、管理栄養士を配置します。

#### ⑦介護体制（サービス提供体制、夜間体制）

介護福祉士を基準以上に配置し質の高いケアを提供します。

また、夜間において基準を上回る職員配置を行います。

#### ⑧その他自立への支援

- ・要介護度軽減のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、必要時や入浴時の着替えを行うよう配慮します。
- ・適切な整容により、清潔で快適な生活が送れる様援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第7条参照）

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）

☆ご契約者が要支援又は要介護の認定を受けた後、介護保険証をお持ちでない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制加算Ⅰ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上配置されている。	220円	22円	44円	66円
夜勤職員配置加算	夜勤帯（午後10時～午前5時）を含む連続した16時間（午後5時～翌日午前9時）の職員数が配置基準を満たした上で1人以上配置されている。 喀痰吸引等を実施できる介護職員を配置していること。	Ⅰ			
		130円	13円	26円	39円
		Ⅲ			
		150円	15円	30円	45円
機能訓練配置加算	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士（作業療法士・言語聴覚士・看護職員・柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師）を1名以上配置している。	120円	12円	24円	36円

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
看護体制加算	(Ⅰ)常勤の看護師を1人以上配置している。 (Ⅱ)看護職員を、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1人以上配置している。 施設の看護職員による24時間の連絡体制を確保している。	Ⅰ			
		40円	4円	8円	12円
		Ⅱ			
		80円	8円	16円	24円

介護職員処遇改善加算	介護職員の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合	自己負担金＝ 月の介護報酬総額単位×8.3%
介護職員等特定処遇改善加算	経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合	自己負担金＝ 月の介護報酬総額単位×2.7%
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員の更なる賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合	自己負担金＝ 月の介護報酬総額単位×1.6%

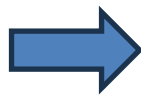
※介護職員等処遇改善加算 令和6年6月～

【改定前】

処遇改善加算 8.3%

特定処遇改善加算 2.7%

ベースアップ加算等 1.6%



【改定後】

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 14%

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 13.6%

介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 11.3%

介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 9.0%

⇒上記加算が改定後は、職場環境と処遇改善を促進し定着を図る介護職員等処遇改善加算に一本化されます。  
当施設も改定後、いずれかの加算を算定します。

※居住費の引き上げ 令和6年8月～

居住費の負担段階が2段階から4段階の方は60円/日引き上げとなります。

⇒昨今、光熱費等が上昇しており、在宅で生活されている方と施設で生活されている方の負担の均等を図る観点等が勘案されています。

◎今回、記載している内容以外についても算定要件が整った際は、新たに算定する場合があります。その際は、改めてご説明させていただきます。

《個別のサービス等に係る費用》

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
★送迎加算	ご契約者の心身の状態、家族等の事情等により送迎を行った場合 (1回につき)	1840円	184円	368円	552円
☆緊急短期入所受入加算	居宅介護サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合 (受入日より7日を上限) (やむを得ない事情の場合14日を上限)	900円	90円	180円	270円
☆個別機能訓練加算	個別機能訓練計画書を作成し、個別に機能訓練を実施した場合	560円	56円	112円	168円



☆在宅中重度 者受入加算	在宅で訪問看護のサービス を利用されている場合 であって、短期入所生活中 に訪問看護事業所に健康 上の管理を行わせる場合	4210 円	421 円	842 円	1263 円
☆療養食加算	医師の指示せんに基づく 療養食を提供した場合	230 円	23 円	46 円	69 円
☆認知症・心理 症状緊急対応 加算	認知症日常生活自立度が Ⅲ以上であって、認知症行 動・心理症状が認められ、 在宅生活が困難であると 医師が判断し利用してい ただいた場合 (入所日より7日を上限)	2000 円	200 円	400 円	600 円
☆若年性認知 症利用者受入 加算	医師が若年性認知症と診 断した利用者を受入、サー ビスを提供した場合 ※ただし、上記の認知症・ 心理症状緊急対応加算を 算定している場合は算定 しません	1200 円	120 円	240 円	360 円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

#### 〈サービスの概要と利用料金〉

##### ①食費

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。  
実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、「介護保険負担  
限度額認定証」をお持ちの方につきましては、その認定証に記載さ  
れた食費の金額（1日あたり）のご負担となります。

	(利用料金)	(食事時間)
朝食	315 円	8:00 ~ 8:50
昼食	586 円	12:00 ~ 12:50
夕食	544 円	17:30 ~ 18:50
1日合計	1,445 円	

(料金表に掲載)

## ②滞在費

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担いただきます。ただし、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方につきましては、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日あたり）のご負担となります。

（利用料金）	多床室	855 円／日（料金表に掲載）
	個室	1,171 円／日（料金表に掲載）

## ③事業の実施地域外の交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う短期入所生活介護に要した交通費は、その実費をご負担いただきます。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をご負担いただきます。

- ・事業の実施地域を越えた地点から片道 1km 毎に 25 円

## ④一般行事、レクリエーション

特別養護老人ホームの入所利用者と同様に行事、レク等に参加していただく事も出来ます。

## ⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただくことがあります。

## ⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

必要により実費をいただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

## ⑦特別な食事

希望により特別な食事をご要望された場合かかる費用全額ご負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

## (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 7 条参照）

前記 (1)、(2) の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第 8 条参照）

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日以前に居宅介護支援事業所に申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 (退所される場合も同様となります)	当日の利用料金の 60% 但し、食事のキャンセル料(食材費相当)は以下の通り 朝食 100 円 昼食 200 円 夕食 180 円

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

7. 個人情報等提供の同意について（契約第 11 条・第 12 条参照）

- (1) 当事業所におけるサービス事業の一環として、必要かつ正当な理由がある場合等においては、契約者の心身の状況等個人情報や家族及び個人に係わる関係情報を用いる事が出来るものとします。
- (2) 個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的を明示し、本人または、ご家族の同意を得ます。また、その目的の変更の際は、その内容を通知いたします。

利用目的

- ①介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- ②利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- ③医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため

- ④利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- ⑤利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- ⑥行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- ⑦その他サービス提供で必要な場合
- ⑧上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

8. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名]	生活相談員	折橋	明美
	介護支援専門員	山中	由美
	事務長	原田	明美

○苦情解決責任者

[職名]	施設長	両角	里香
------	-----	----	----

○受付時間 毎週月曜日～金曜日  
9:00 ～ 17:00

○連絡先 電話 0996-84-2904  
080-5802-2904

また、苦情受付ボックスを施設内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

出水市役所 介護保険担当課	所在地 鹿児島県出水市緑町 1 番地 3 電話番号 0996-63-2111 FAX 63-0680 受付時間 8:30 ～ 17:00
阿久根市役所 介護保険担当課	所在地 鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地 電話番号 0996-73-1211 FAX 72-2029 受付時間 8:30 ～ 17:00
長島町役場 介護保険担当課	所在地 鹿児島県出水郡長島町鷹巣 1785 番地 1 電話番号 0996-86-1111 FAX 86-0950 受付時間 8:30 ～ 17:00
国民健康保険団体連 合会	所在地 鹿児島市鴨池新町 6 番 6 号 鴨池南国ビル内 電話番号 099-213-5122 FAX 099-213-0817 受付時間 8:30 ～ 17:00
福祉サービス運営適 正化委員会 (事務局:鹿児島県 社会福祉協議会)	所在地 鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号 県社会福祉センター内 電話番号 099-286-2200 FAX 099-257-5707 受付時間 9:00 ～ 16:00 (電話の場合) FAX は 24 時間対応

## 9. 緊急時における対応について

サービス提供中に、利用者の状態が急変・その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じます。

## 10. 事故発生時の対応について（契約書第14条・第15条参照）

- ☆ 当施設において短期入所ご利用中のサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者のご家族・利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡し、同時に救急処置・協力医療機関の受診・治療等必要な対応を誠意をもって行なわせていただきます。
- ☆ また、事故の状況、事故に際して採った処置については記録します。
- ☆ 事故発生後速やかに原因の解明を行い、賠償に値すると判断された場合は、もっとも早い時期にその手続きを行なわせていただきます。
- ☆ 原因の解明を受け再発防止策を検討し、速やかに実践すると共に防止に努めて参ります。
- ☆ 故意と思われるご利用者の行為による事故につきましては、別途話し合いの場を持ち、その結果によっては、賠償できないこともあります。

## 11. 高齢者虐待防止及び身体拘束について

当施設では、ご契約者に対する虐待防止・身体拘束等の適正化を図るため指針に基づいて対応致します。

虐待防止・身体拘束に関する責任者：施設長 両角里香

### (1) 高齢者虐待防止策

- ・虐待防止に関する担当者を選定しています。  
虐待防止に関する担当者：生活相談員 折橋明美
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- ・虐待防止のための指針を整備しています。
- ・職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
- ・高齢者虐待防止措置未実施減算：上記対応が行われていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数が減算となります。

## (2) 身体拘束等の禁止

- ・身体的拘束等を行う場合には、そのありさまおよび時間、入所者の心身の状況並びに緊急でやむを得ない理由を記録します。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、介護職員その他の職員に周知徹底を図っています。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- ・介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しています。
- ・身体拘束廃止未実施減算：上記対応が行われていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数が減算となります。

## 1.2. 第三者評価の実施状況

現在、実施していません。

## 1.3. 業務継続計画未策定事業所に対する取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しています。
- (2) 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (3) 業務継続計画未実施減算　上記対応が行われていない場合は所定単位数の100分の1に相当する単位数が減算となります。  
※2025年3月31日までの間、減算を適用しない。

## 1.4. 感染症の予防及びまん延防止に関する対策

感染症に関する委員会の設置、指針の策定、研修、訓練を行っていきます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 特別養護老人ホーム野田の郷

説明者職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意し、本書面を受領致しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

ご家族住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート鉄骨造平家建・木造平家建
- (2) 建物の延べ床面積 4146.55 m<sup>2</sup>
- (3) 事業所の周辺環境 静かな田園地帯で、数軒の隣家とは同じレベルでなく全く独立した敷地にて、建物全体が十分な通風と陽当りを確保している快適な周辺環境である。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

**看護職員**… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

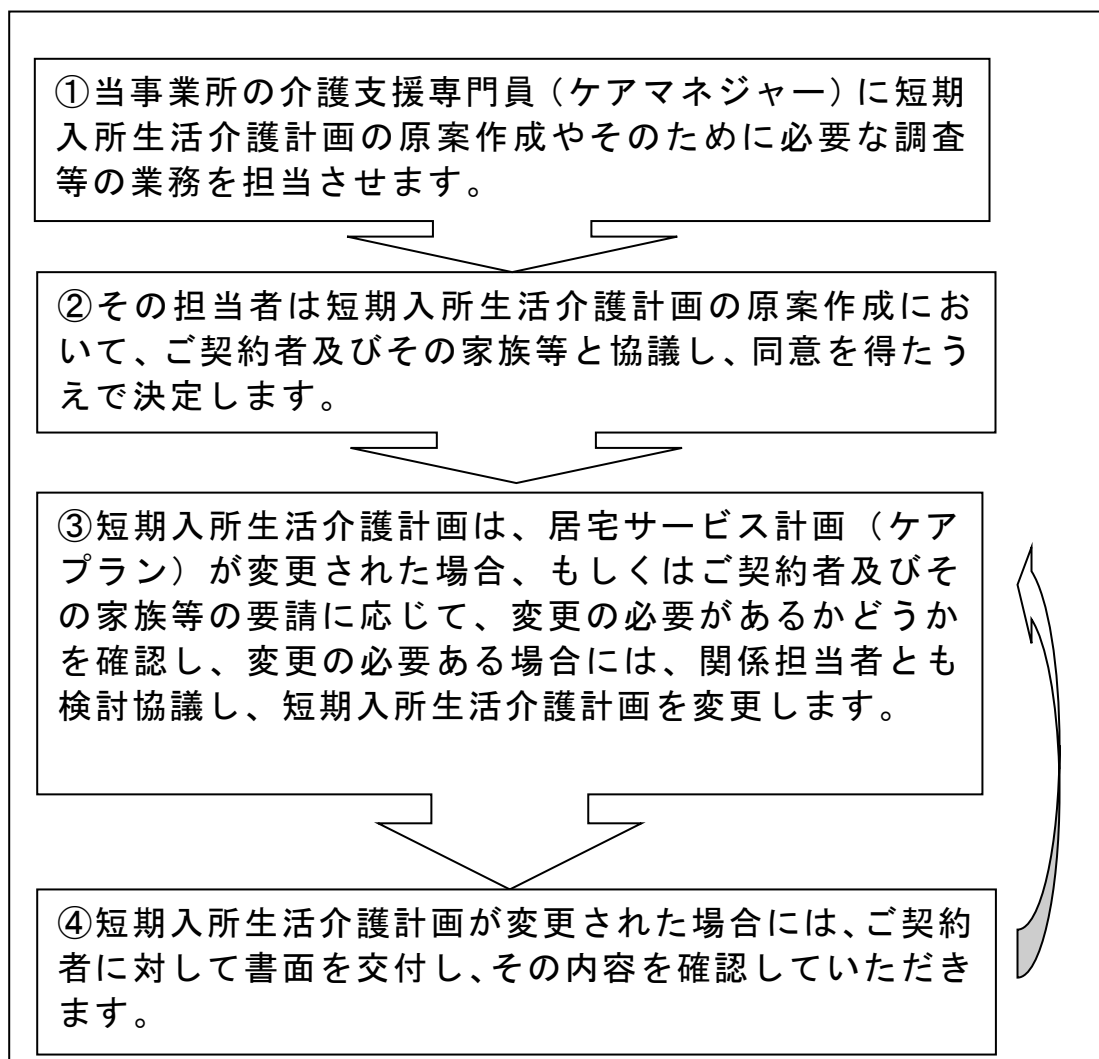
**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

**医師**… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

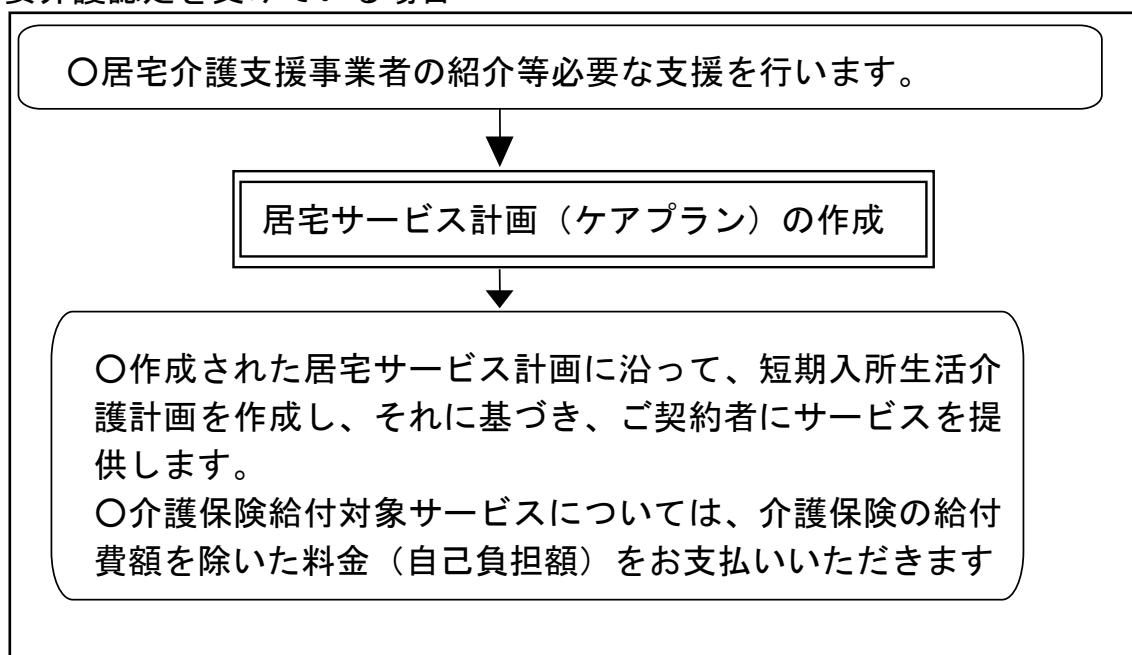
- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



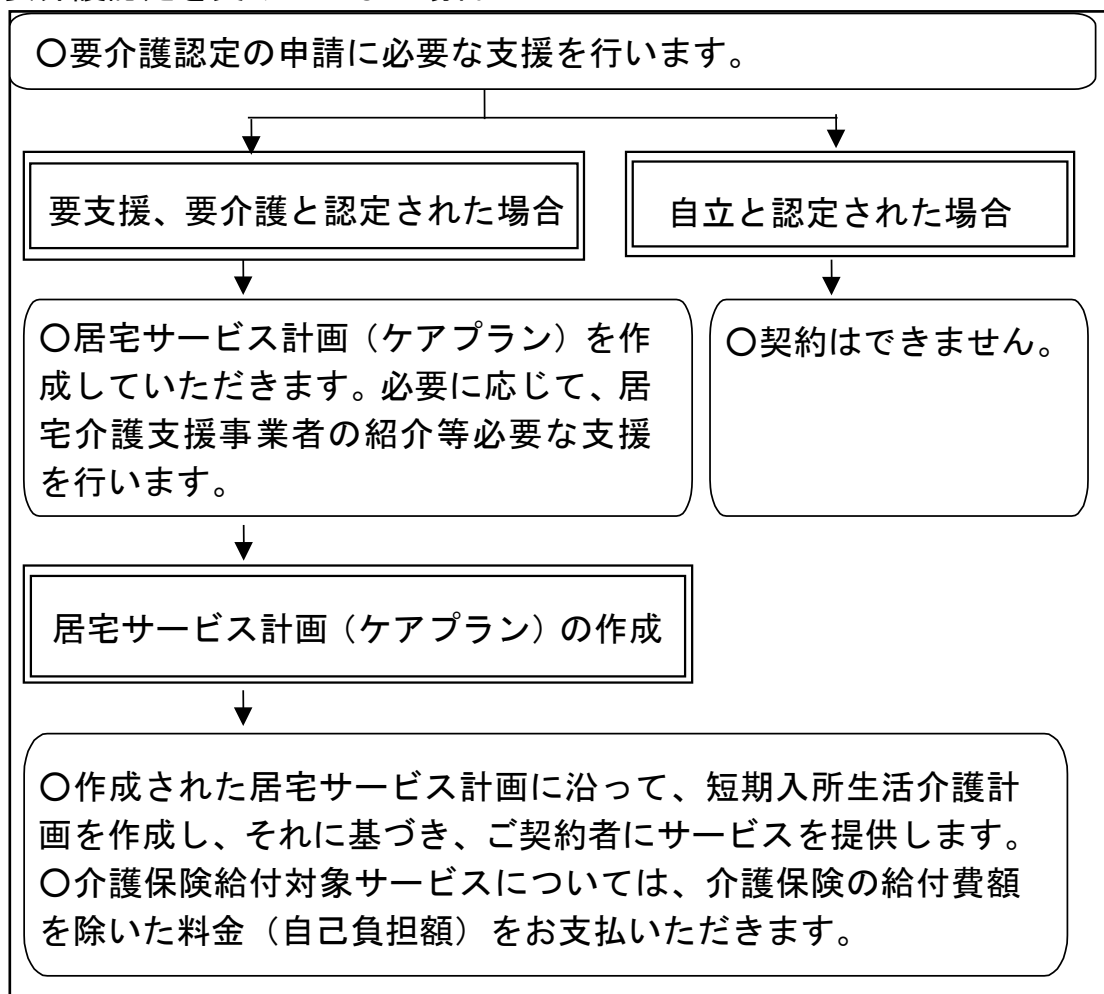


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



## ②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条、第12条参照）  
当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑦事業者は、ご契約者に対する虐待の防止及びご契約者の権利の擁護に努めるものとします。

## 5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込む事が出来ません。

下着、衣服類、日用品、本類、軽微な趣味用品

不明な場合は職員へご相談下さい。

一部衣類についても洗濯が難しいもの（毛 100%など）の持ち込みはご遠慮下さいますようお願いいたします。

### (2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 13 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (3) 喫煙

施設内は、全面禁煙となっております。

## 6. 損害賠償について（契約書第 14 条、第 15 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第17条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。

その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 20 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 17 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。